

討議資料

(決済法制① 資金移動業に係る論点)

本日は、決済法制に関する論点のうち、資金移動業に係る論点について、討議を行う。

1. 利用者資金の保全方法

(現状)

- 資金移動業者は、送金にあたり利用者の資金を受け入れる。このため、利用者保護等の観点から、事業者は、受け入れた資金を適切に保全することが求められている。
 - 現行規制上、利用者資金の保全方法として、原則である供託のほか、保全契約又は信託契約による方法が認められているが、供託又は保全契約による保全と信託契約による保全を併用することは認められておらず、
 - ・ 供託又は保全契約による保全を行う場合、資金移動業者は、① 1 週間における要履行保証額[※]の最高額以上の額を、② その週の末日から 1 週間以内に保全することが求められる。
- ※ 要履行保証額とは、各営業日における未達債務の額と権利実行の手続に関する費用の額の合計額をいう。
- ・ 他方、信託契約による保全を行う場合、資金移動業者は、① 各営業日の要履行保証額以上の額を、② 翌営業日までに保全することが求められ、さらに、③ 不足が生じた場合、その日のうちに保全すべき額の全額を「供託」することが求められる。
- また、資金移動業者と信託契約を締結する信託会社などの受託者は、資金移動業者に対するモニタリング義務を負うものとされている[※]。

※ 信託契約において、例えば、営業日毎に資金移動業者から通知を受ける要履行保証額が大幅かつ急激に減少した場合などに、受託者が直ちに当局にその旨を届け出る義務を盛り込むことが求められる。

- 信託契約による保全に関するこうした規制については、

- ・ 信託を用いた利用者資金の保全を求める他の金融規制と比較しても事業者の負担が大きく、利用を妨げる要因となっている可能性がある、
- ・ 受託者が負うこととなる義務が、信託事務コスト（信託報酬）の増加要因となる可能性がある、

との指摘があり、実態として、信託契約による保全を利用する資金移動業者は極めて少ない（全67業者中1業者）。

- このほか、資金移動業者については、供託金の取戻し、保全契約における保証枠の減額、信託契約による保全の開始に際して、事前承認が必要とされているなど、他の金融規制と比較して、利用者資金の保全に関し、当局の関与が多い枠組みとなっている。また、利用者資金の保全状況について、当局への年2回の報告が義務付けられている。

（検討の方向性（案））

- 利用者資金の保全方法について、供託、保全契約、信託契約のいずれについても併用を認め、資金移動業者のビジネスモデルに応じた最適な組合せによる保全を可能とする観点から、例えば、保全すべき額の算定頻度を「週1回以上」に統一し※、①その期間中の要履行保証額の最高額以上の額を、②その期間の末日から1週間以内に保全することを求めることが考えられるか。

※ 算定頻度を画一的な期間としないことで、利用者保護の観点からよりタイムリーな保全を図る事業者の自主的な努力を阻害しない枠組みとなるか。

- また、資金移動業者と信託契約を締結する受託者の義務についても、信託を用いた利用者資金の保全を求める他の金融規制を参考に見直すことが考えられるか。
- このほか、利用者資金の保全に関する当局の関与について、他の金融規制とのバランスも考慮しつつ、必要最小限度のものに見直すことが考えられるか。他方、事後チェック機能を強化する観点から、利用者資金の保全状況に関する当局への報告頻度を引き上げることも考えられるか。

2. 「少額」送金を取り扱う事業者（第3類型）への対応

（現状）

- 資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数を検証したところ、サービスの利用実態として、送金額は1件あたり1万円未満のものが約7割を占め、利用者資金残高は利用者1人あたり5万円未満のものが約9割を占めていることが確認された。
- ≪基本的な考え方≫においては、「少額」送金を取り扱う事業者について、「仮に規制緩和を行う場合、緩和の要件を、①取り扱う1件あたりの送金額が「少額」であることに加え、②利用者1人あたりから受け入れる資金の額も「少額」であること、とすることが適当である」とされている。

（検討の方向性（案））

- 「少額」の具体的な水準については、資金移動業者が取り扱っている送金額や利用者資金残高の実態、利用者利便、利用者保護の必要性などを考慮し、数万円程度とすることが考えられるか。
- 1件あたりの送金額のみならず、利用者1人あたりの受入額の上限も「少額」とすることを前提とした場合、具体的な規制緩和の方策として、例えば、利用者資金の保全に関し、現行の保全方法に代えて、利用者資金を自己の財産と分別した預金で管理すること※を認めることが考えられるか。
※ 預金は迅速な引出しが可能であり、現行の保全方法と比較して、事業者の資金繰り負担やコストが軽減されることから、低コストで利用者利便の高いサービスの提供につながることを期待できるか。
- 他方、仮に預金による管理を認める場合、資金移動業者の破綻時に利用者が必ずしも十分な資金の還付を受けられないおそれがある。このため、資金移動業者の財務状況についてのモニタリングを強化する観点から、例えば、預金による管理を行う資金移動業者に対しては、預金による管理の状況及び財務書類について外部監査を義務付けることが考えられるか。
- このほか、利用者1人あたりの受入額の上限を「少額」とする場合、その実効性確保の観点から、上限を超えるような他者からの送金を第3類型のアカウントでは受け取れないようにする措置が必要と考えられるか。

- なお、利用者1人あたりの受入額が「少額」であっても、利用者数が多いなど、事業規模が大きい場合も想定され、資金移動業の適正かつ確実な遂行が求められることに変わりはない。このため、参入規制やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る規制などのその他の規制は、現行の資金移動業者と同水準のものとする考えられるか。

3. 現行規制を前提に事業を行う事業者（第2類型）への対応

（現状）

- 資金移動業者が為替取引に関して利用者資金を受け入れることは、出資法上の「預り金」には該当しないと考えられるが、実態として、為替取引との関連性に疑義のある利用者資金が滞留している可能性がある。
- 資金移動業者が利用者資金を受け入れた状態で破綻した場合、①保全すべき額の算定時点と実際に保全が図られるまでのタイムラグが存在するため、利用者が全額の還付を受けられない可能性がある、②利用者が還付を受けるまでに相応の時間を要する、といった課題がある。

（検討の方向性（案））

- 資金移動業者に為替取引との関連性に疑義のある利用者資金が滞留することを防止するため、例えば、利用者1人あたりの受入額が1件あたりの送金上限額（現行は100万円）を超えている場合、資金移動業者に対し、
 - ・ 利用者資金が為替取引に関するものであるかを資金移動業者内で確認し、
 - ・ 仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、利用者に払出しを要請し、利用者がこれに応じない場合、利用者の預金口座に払出しを行う、といった措置を講じることを求めることが考えられるか。
- なお、利用者資金と為替取引との関連性を判断する場合、利用者毎に、例えば、①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮することが考えられるか。その他考慮すべき要素はあるか。
- 例えば、具体的な送金日時や送金額までは確定していないものの、複数の者に100万円以下の送金を行うために、一時的に高額の利用者資金を受け入れるような場合、その額が送金実績や利用目的などに照らし合理的な範囲内である限り、為替取引との関連性があると認められるか。
- 他方、例えば、売上金の受領などのために他者からの100万円以下の送金が積み重なった結果、高額の利用者資金を受け入れているにもかかわらず、利用者の預金口座などに払い出されることなく、利用者から他者への送金実績もないような場合には、為替取引との関連性に疑義があると考えられるか。

4. 「高額」送金を取り扱う事業者（第1類型）への対応

（現状）

- 個人による高額商品・サービスの購入や、企業間における高額取引に係る決済など、現行規制における上限額を超える送金に対する利用者のニーズが一定程度存在する、との指摘がある。
- ≪基本的な考え方≫においては、1件あたり100万円を超える「高額」送金を取り扱う新類型の創設を検討する場合、「例えば、英国における送金サービス提供者（payment institution）に対する規制も参考にしつつ、利用者資金の滞留について、①具体的な送金指図を伴わない資金は受入不可とする、②運用・技術上必要とされる以上の期間を超えて資金を保持しないこととする、といった制限を設けることが適当であると考えられる」とされている。

（検討の方向性（案））

- 「高額」送金を取り扱う新類型を創設する場合、参入規制としては、
 - ・ まず、資金移動業を行うために最低限必要な要件を満たしていることを確認するため、現行規制における資金移動業者と同様の登録制の対象とすることが考えられるか。
 - ・ 加えて、事業者が「高額」送金を取り扱うことに伴うリスクを踏まえた対応として、例えば、認可制の対象とし、「高額」送金に係る事業の具体的な内容や収支計画、当該事業を適正かつ確実に遂行するための体制整備の状況などを追加的に確認することが考えられるか。
- 特に、システムリスク管理、セキュリティ対策、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策などに関しては、「高額」送金を取り扱うことに伴うリスクを踏まえ、現行規制における資金移動業者と比較して充実した体制整備を求めることが考えられるか。
- 英国の規制を参考に、①具体的な送金指図を伴わない利用者資金は受入不可とし、②利用者資金は運用・技術上必要な期間を超えて滞留不可とする規制を設ける場合、
 - ・ 「具体的な送金指図」の要件としては、例えば、入金時点で、①送金日時、②送金先、③送金額が全て明確に指定されていることが考えられるか。その他考慮すべき事項はあるか。

- ・ 「運用・技術上必要」な場合としては、例えば、①送金先口座に誤りがあった場合、②送金先の金融機関が休業日であった場合が考えられるか。その他どのような場合が考えられるか。

○ また、上記のような滞留規制を踏まえれば、他者に送金を行う場合のみならず、他者から送金を受ける場合であっても、利用者の第1類型のアカウントに滞留することは認められず、直ちに利用者の預金口座などに払い出される必要があると考えられるか。

○ 1件あたりの送金額については、

- ・ 諸外国において、上限額を設けている例が見受けられないこと、
- ・ 利用者資金の全額保全を維持する限り、事業者の資金力などに照らし、自ずと送金可能額にも一定の制約が課されることになるとも考えられること、

を踏まえ、上記のような参入規制及び滞留規制を設けることを前提に、法令上の上限額は設けないことも考えられるか。

5. 資金移動業に係るその他の論点

(検討の方向性 (案))

- 同一事業者が複数の類型を併営することについて、どのように考えるか。
- 仮に併営を認める場合、利用者は類型毎にアカウントを開設し、事業者は類型毎に保全すべき額を区分管理することが必要と考えられるか。
- このほか、併営に関して必要となる弊害防止措置などはあるか。例えば、第1類型と第2類型を併営する場合、第2類型で受け入れている利用者資金を第1類型で送金することを可能とすると、第1類型の滞留規制の潜脱となるおそれはないか。
- その他、資金移動業に関して検討すべき事項はあるか。

(以上)